

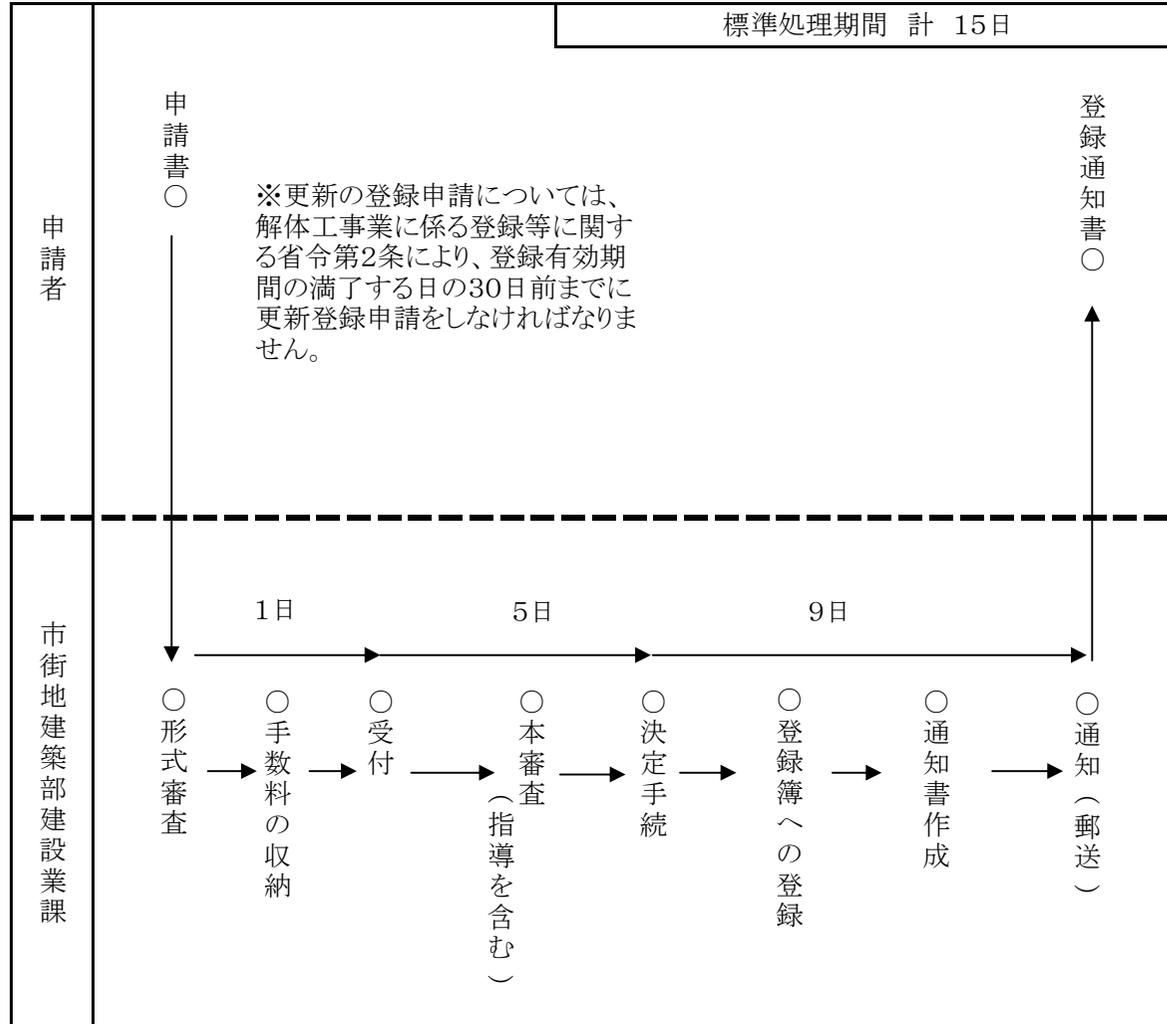
事務処理フロー図

事務名 解体工事業者に係る登録・更新登録

作成部署 都市整備局市街地建築部建設業課審査担当 電話30-661

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	本審査	申請書の内容について、建設リサイクル法第24条の欠格事項に該当する者であるかどうか審査します。
3	決定手続	登録の諾否について、建設業課長が決定します。
4	登録簿への登録	解体業者登録簿に解体業者の名称、所在地、代表者、登録番号・年月日等を登録します。
5	登録通知書作成	申請書と登録通知書の内容に誤りがないかどうかを確認し、登録通知書を作成します。
6	通知(郵送)	申請者に登録通知書を郵送します。

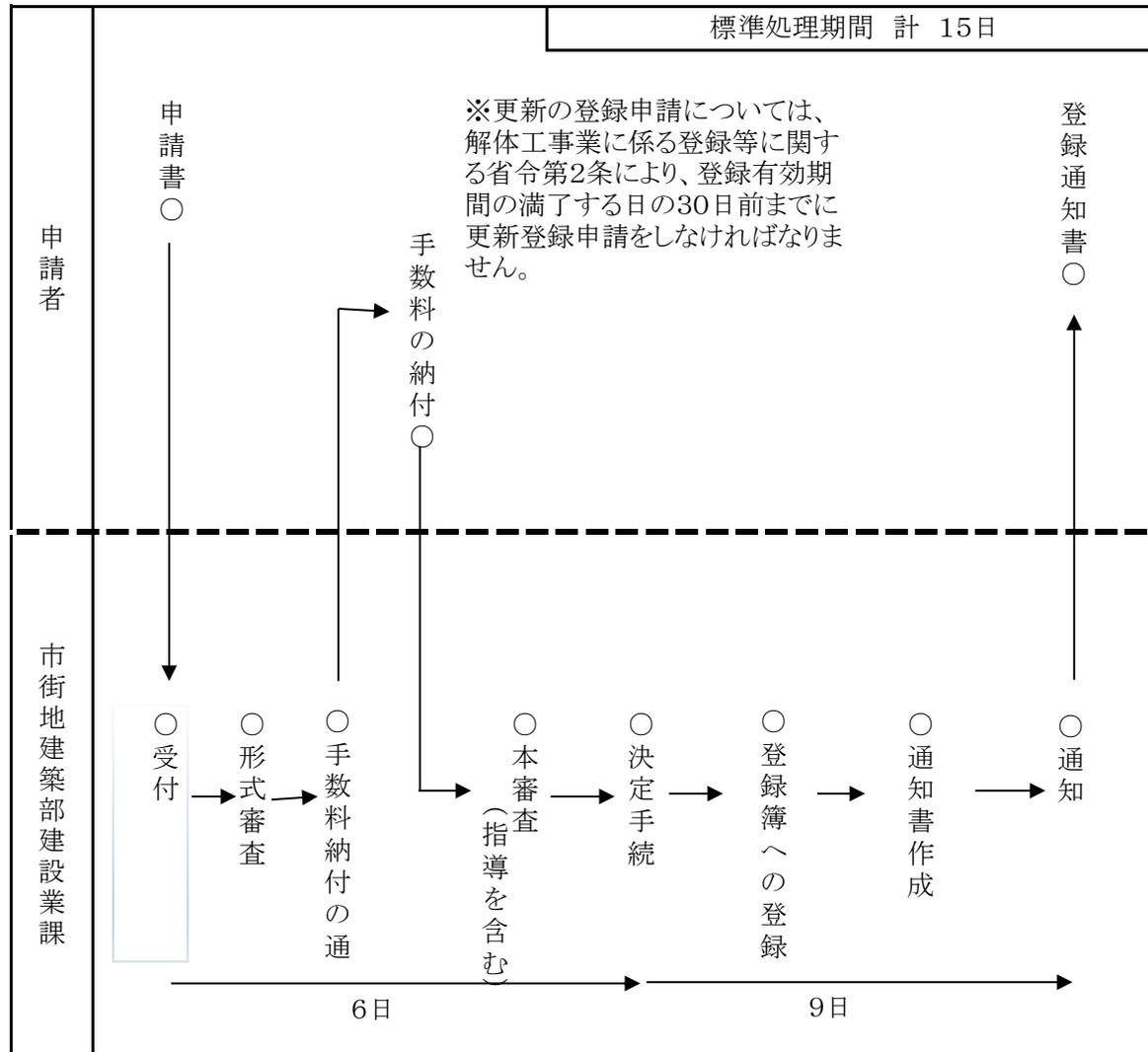
事 務 処 理 フ ロ ー 図

事務名 解体工事業者に係る登録・更新登録(オンライン)

作成部署 都市整備局市街地建築部建設業課審査担当 電話30-661

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	本審査	申請書の内容について、建設リサイクル法第24条の欠格事項に該当する者であるかどうか審査します。
3	決定手続	登録の諾否について、建設業課長が決定します。
4	登録簿への登録	解体業者登録簿に解体業者の名称、所在地、代表者、登録番号・年月日等を登録します。
5	登録通知書作成	申請書と登録通知書の内容に誤りがないかどうかを確認し、登録通知書を作成します。
6	通知	申請者に登録通知書を郵送します。(電子交付の場合はメール送信)